



長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第13号

長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び事業者が保有する個人情報の保護」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

（個人情報取扱事務登録簿）

第2条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第1項第10号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 知事の事務局の他の個人情報取扱事務において収集した個人情報を利用する場合には、当該個人情報を収集した組織の名称及び当該個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報を電子計算機により処理する場合には、その旨

（開示請求書）

第3条 条例第11条第1項の請求書は、自己情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第11条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求をする者の電話番号

(2) 記録情報の本人の住所（開示請求をする者の住所と異なる場合に限る。）

(3) 法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別

(4) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

(5) 希望する開示の方法

第4条を削る。

第5条中「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第13条第2項に規定する」を「第11条第2項の」に、「明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるもの」を「示す書類」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項等）

第6条 条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項及び第2項の意見書は、記録情報の開示に係る意見書（様式第3号）によるものとする。

第7条第1項中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、「それぞれ」を削り、同項第3号中「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改める。

第8条を削る。

第9条中「第17条」を「第22条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第19条第1項に規定する」を「第24条第1項の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第24条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をする者の電話番号

(2) 訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容

(3) 記録情報の本人の氏名及び住所（訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。）

(4) 法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別

(5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

第10条を第9条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(利用中止請求書)

第10条 条例第32条第1項の請求書は、自己情報利用中止請求書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第32条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用中止請求をする者の電話番号
  - (2) 利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
  - (3) 記録情報の本人の氏名及び住所(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。)
  - (4) 法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
  - (5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由
- 第11条から第13条までを削る。

別表中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の名称																										
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称																										
収集目的																										
収集の根拠																										
収集の対象となる個人の範囲																										
収集方法	収集先	<input type="checkbox"/> 本人	収集方法																							
		<input type="checkbox"/> 本人以外	根拠	長野県個人情報保護条例第4条第3項第 号該当																						
知事の事務部局の他の個人情報取扱事務において収集した個人情報の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		収集した組織の名称				個人情報取扱事務の名称																			
知事の事務部局における個人情報取扱事務以外の事務への利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		利用する組織の名称				利用する事務の名称				利用の根拠															
知事の事務部局以外の者への提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		提供先		提供の方法				提供の根拠																	
					オンライン結合による提供		その他																			
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																					
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																					
個人情報の電子計算機による処理の有無	<input type="checkbox"/> 電算処理を含む(システムの名称: )																									
	<input type="checkbox"/> 電算処理を含まない																									
個人情報取扱事務の委託の有無	記録する個人情報の内容																									
	基本的事項			心身状況	家庭生活	社会生活			資産・収入		思想・信条等		その他													
	個人別に付された符号	氏名	住所	本籍・国籍	生年月日・年齢	性別	電話番号	病歴・健康	障害	身体状況	家族状況	婚姻	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	資格・賞罰	成績・評価	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	思想・信条	宗教	差別原因情報	
	個人情報取扱事務の委託の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																							
	備考																									

様式第2号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「個人情報ファイル」を「個人情報取扱

事務」に、

記録情報の本人の住所氏名	(上記の住所氏名と異なる場合に記入してください。)
--------------	---------------------------

を

記録情報の本人の氏名及び住所	(開示請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(      年    月    日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が開示請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

に改め、同様式の注の2を次のように改め

る。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。

(1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類

(2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

様式第3号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式第4号)(第9条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所

氏 名

(法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第23条第1項(第2項)の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
訂正請求の趣旨	
訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(      年      月      日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が訂正請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 請求の際には、訂正請求の趣旨が事実と合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。
- 3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
  - (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

(様式第5号)(第10条関係)

## 自己情報利用中止請求書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所

氏 名

(法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長野県個人情報保護条例第31条第1項(第2項)の規定により、次のとおり利用中止を請求します。

利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
利用中止請求の趣旨	
利用中止請求の理由	
利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が利用中止請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
  - (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

様式第6号を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

情報公開課

長野県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第14号

長野県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

長野県個人情報保護審査会規則(平成3年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の9」を「第57条」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

情報公開課

長野県個人情報保護運営審議会規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第15号

長野県個人情報保護運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第49条の規定により、長野県個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

情報公開課

長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第16号

長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則

規則

(長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県公衆衛生専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) その他校長が必要とする書類

第8条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

(長野県農業大学校管理規則の一部改正)

第2条 長野県農業大学校管理規則(昭和51年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「の各号」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) その他校長が必要とする書類

(長野県林業大学校管理規則の一部改正)

第3条 長野県林業大学校管理規則(昭和53年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条中「の各号」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) その他校長が必要とする書類

(長野県福祉大学校管理規則の一部改正)

第4条 長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第9条中「の各号」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) その他校長が必要とする書類

(長野県看護大学学則の一部改正)

第5条 長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第14条中「の各号」を削り、同条第6号を次のように改める。

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第15条中「の各号」を削り、同条第1号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

厚生課  
医務課  
農業技術課  
林業振興課

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第17号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) その他校長が必要とする書類

第8条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第18条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とする。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

医務課

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第18号

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県看護大学の授業料等に関する規則(平成6年長野県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第5条第1項及び別表の規則で定める者は、長野県看護大学と他の大学の間の単位互換協定(授業料を徴収しないこととされているものに限る。)に基づき学長が入学を許可し、当該許可に基づき在学する者とする。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

医務課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第19号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の領域別選択科目の項中

「国際看護論 2」を

「国際看護論 2」に改め、同表の共通選択科目の項中

「国際看護人材論 2」「自然科学入門 2」「語法特殊講義 2」を「自然科学入門 2」「語法特殊講義 2」「看護海外研修 1」「実用英語演習 2」に改める。

に改める。

別表第2の領域別選択科目の項中

「看護放射線管理学 2」「看護放射線管理学演習 4」「看護生理学特論 2」「看護生理学演習 4」を

「看護生理学特論 2」「看護生理学演習 4」「開発途上国看護援助論 2」に、

「看護管理論演習II 4」「開発途上国看護援助論 2」を

「看護管理論演習II 4」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日現に大学院の博士前期課程(修士課程)に在学する者に係るこの規則による改正後の長野県看護大学大学院学則別表第1の適用については、同表の領域別選択科目の項中

「国際看護論 2」「国際看護人材論 2」とあるのは

「国際看護論 2」と、同表の共通選択科目の項中

「自然科学入門 2」とあるのは

「国際看護人材論 2」「自然科学入門 2」とする。

医務課

長野県豆腐製造衛生師登録条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成17年 3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第20号

長野県豆腐製造衛生師登録条例施行規則を廃止する規則

長野県豆腐製造衛生師登録条例施行規則(昭和44年長野県規則第28号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

食品環境課



長野県動物愛護センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第21号

長野県動物愛護センター管理規則の一部を改正する規則

長野県動物愛護センター管理規則(平成12年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第7条」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(使用料の免除)

第6条 長野県動物愛護センター条例第6条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、長野県動物愛護センター犬の運動場使用料免除申請書(別記様式)を所長に提出しなければならない。附則の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第6条関係)

長野県動物愛護センター犬の運動場使用料免除申請書	
年 月 日	
長野県動物愛護センター所長 殿	
申請者	住所 団体等の名称 代表者氏名
次のとおり使用料を免除してください。	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
免除を受けようとする理由	

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

食品環境課

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第22号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和36年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年農林省令第3号」を「平成16年農林水産省令第107号」に改める。

第2条第1項中「第38条」を「第157条第1項」に、「第31条」を「第110条第1項」に改める。

第3条第1項中「第73条第1項」を「第284条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

薬務課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第23号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県生活環境部廃棄物対策課」を「長野県生活環境部水環境課生活排水対策室」に改める。

第8条中「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

様式第4号中「破産・」を「破産手続開始の決定・」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水環境課生活排水対策室

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第24号

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号。以下「条例」という。)第2条及び第5条の規定により、不動産取得税の課税免除の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の課税免除を受けるための認定)

第2条 条例第2条第1項の規定による認定を受けようとする者は、取得した設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の事業税について長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第38条に規定する地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の25若しくは第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書又は同条例第39条の3第1項に規定する申告書を提出する期限までに、信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

- (1) 設備の取得明細書(様式第2号)
- (2) 土地の取得明細書(様式第3号)
- (3) 増加雇用者内訳書(様式第4号)
- (4) 条例第2条第1項に規定する家屋等(次号において「家屋等」という。)が土地の場合にあつては、当該土地の公図の写し及び売買契約書の写し

(5) 家屋等の登記事項証明書

(6) 建物の配置図及び各階平面図

(7) 機械装置の配置図

(8) 取得した設備に係る償却額の計算に関する明細書

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請に対し承認又は不承認の決定をしたときは、文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

(不動産取得税の課税免除の適用を受けるための申請)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、前条第2項の規定による承認の通知の日から30日以内に、信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して、行うものとする。

(1) 前条第2項の規定による承認の通知の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法(平成16年法律第123号)附則第5条後段の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、第2条第1項第5号に規定する登記事項証明書とみなす。

(様式第1号) (第2条関係)

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除認定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住(居)所

(所在地)

氏 名

㊟

(法人名)

信州ものづくり産業投資応援条例第2条第1項の規定により、課税免除の対象となる家屋等の取得をした者であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

新(増)設した事業所等		名 称				
		所在地				
当該家屋において行っている事業		業 種				
		内 容				
当該家屋等を事業の用に供した年月日			年 月 日			
家 屋	所在地番 (家屋番号)	用 途	構 造	延 床 面 積	建 設 着 手 年 月 日	取 得 年 月 日
				m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月 日
土 地	所在地番	地 目	用 途	地 積	取 得 年 月 日	当 該 土 地 上 の 家 屋 建 設 着 手 年 月 日
				m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月 日





## 増加雇用者内訳書

区分	年月日	既設生産設備に従事する雇用者数		新(増)設した対象設備に従事する雇用者数		厚生施設の雇用者その他直接生産に関係のない雇用者数		計
		常時使用する者	日々雇い入れる者	常時使用する者	日々雇い入れる者	常時使用する者	日々雇い入れる者	
建設を開始した日の前日		人	人	人	人	人	人	人
事業の用に供した日								
事業の用に供した日の属する事業年度終了日								
備考								

(様式第4号) (第2条関係)